

業 務 仕 様 書

業務名称 総合文化センター防火設備定期検査報告書作成業務委託
施設名 酒田市総合文化センター
所在地 酒田市中心西町2-59
委託期間 令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

1. 業務内容

本業務は、総合文化センターの防火設備定期検査報告業務について、次の事項の業務を行う。

(1) 建築基準法第12条に定める防火設備の定期検査

- ・検査の内容詳細は2016年5月2日に交付された国交省告示第723号による。

(2) 対象設備 防火戸その他の政令で定める防火設備

防火シャッター 31か所

防火扉 24か所

(3) 点検報告書の作成

- ・報告書の作成部数は、報告に必要な部数のほか委託者保管分1部とする。

(4) 検査日程

検査に係る作業日程は、委託者と協議の上決定する。

なお、報告書は契約末日まで提出することとする。

2. 条件

(1) 建築基準法第12条に定める建築物調査員とし下記のいずれかによること

①一級建築士又は二級建築士

②防火設備検査員

一級建築士又は二級建築士若しくは建築基準法第12条第3項及び同法施行規則第6条の5第2項に規定する防火設備検査員資格者であること。

- (2) 喫茶店内(2か所)の点検については夜間作業(午後6時以降)によること
- (3) 足場組立作業 7か所
- (4) その他 設計書による

3. 点検内容

防火設備定期検査業務基準に則った検査

(1) 防火設備の駆動部分

開閉器、スプロケット、ローラチェーン、ブレーキ装置

(2) 感知器と連動させた動作確認

煙(熱)感知器、ヒューズ装置、連動制御器、自動開閉装置

(3) 随時閉鎖式防火扉の運動エネルギーと閉じ力測定

4. 委託料の支払い

本業務の委託料は業務完了後に支払うものとする。受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対して委託料の請求書を提出するものとする。委託者は正当な請求書を受理した日から起算して、30日以内に委託料を支払うものとする。

5. その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議し定めるものとする。